

## 未公開 判決事例紹介

# リヒテンシュタインの財団 保有の法人にCFC税制

東京地裁、原告が財団の株式の全部を保有と判断



本誌1092号40頁で紹介した所得税更正処分取消等請求事件の判決について、一部仮名処理した上で紹介する。

○外国子会社合算税制の適用の可否を巡り争われた事案で、東京地方裁判所（篠田賢治裁判長）は令和7年9月12日、課税処分を適法とする判決を下した（令和6年（行ウ）第139号）。原告（個人）は、リヒテンシュタイン公国に設立した財団を通じてバハマ法人の全株式を保有しており、裁判では当該バハマ法人が原告に係る「外国関係会社」に該当するか否かが争われた。リヒテンシュタインの会社法には財団の株式等に関する定めはないが、裁判所は、事実関係から、原告が財団の資本金の全額を拠出するなどして本件財団を実質的に設立したことにより、財団の発行済株式等の全部を保有していると判断した。

## 主 文

- 原告の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 請求

- 新見税務署長が令和5年3月10日付けで原告に対してした平成29年分の所得税及び復興特

別所得税（以下「所得税等」という。）の更正処分（以下「平成29年更正処分」という。）のうち、総所得金額9722万7675円及び納付すべき税額491万5000円をそれぞれ超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（以下「平成29年賦課決定処分」という。）をいずれも取り消す。

- 新見税務署長が令和5年3月10日付けで原告に対してした平成30年分の所得税等の更正処分（ただし、令和6年3月11日付け裁決（以下「本件裁決」という。）によって一部取り消された後のもの。以下「平成30年更正処分」といい、平成29年更正処分と併せて「本件各更正処分」という。）のうち、総所得金額9818万3420円及び納付すべき税額373万5600円をそれぞれ超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、本件裁決によって一部取り消された後のもの。以下、「平成30年賦課決定処分」といい、平成29年賦課決定処分と併せて「本件各賦課決定処分」という。また、本件各更正処分と本件各賦課決定処分を併せて以下「本件各処分」という。）をいずれも取り消す。

### 第2 事案の概要等

#### 1 事案の概要

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい

Amaster No.1111 2026.2.16

25